

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考に取られた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。また、ご使用の際には、内容等について必ず各自自治体にご確認のうえご利用ください。

## ○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

福岡県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	夜間 (23:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	45
第2種区域	-	60	50	50
第3種区域	-	65	65	55
第4種区域	-	70	70	65
対象地域	福岡県内の全市町村(北九州市、福岡市及び久留米市を除く)。地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
条例・規則等	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 ふくおか環境ひろば(環境基準等)			
更新月	2005年9月			
佐賀県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	45
第2種区域	-	60	50	50
第3種区域	-	65	65	55
第4種区域	-	70	70	65
対象地域	唐津市(区域の指定あり)並びに佐賀市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、脊振村、三瀬村、基山町、上峰町、みやき町、七山村、玄海町、有田町、西有田町、山内町、北方町、大町町、江北町、白石町、太良町、塩田町及び嬉野町の全域			
条例・規則等	佐賀県環境の保全と創造に関する条例 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準			
更新月	2005年9月			

長崎県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～20:00)	朝(6:00～8:00) 夕(20:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	50	45	40
第2種区域	住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域	60	50	45
第3種区域	居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	65	60	50
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	70	65	55
備考	第2種、第3種及び第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。			
条例・規則等	長崎県公害防止条例施行規則			
更新月	2005年9月			
熊本県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00) 津久見市(7:00～)	朝(6:00～8:00) 津久見市(~7:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	60	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	熊本県全域。地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
条例・規則等	熊本県生活環境の保全等に関する条例 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準			
更新月	2005年9月			

大分県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45 日田市 40
第3種区域	-	65	60	50 津久見市 55
第4種区域	-	70	65	60 大分市 55 臼杵市 55
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五〇メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から五デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準 騒音規制マニュアル			
更新月	2005年9月			
宮崎県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	45	40	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 田野町 佐土原町 南郷町 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町 高原町 高岡町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 北川町 東郷町 高千穂町 北郷町 北方町の別添図面に着色した部分の地域			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準			
更新月	2005年9月			
鹿児島県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	60	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定			
更新月	2005年9月			

北九州市				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	45
第2種区域	-	60	50	50
第3種区域	-	65	65	55
第4種区域	-	70	70	65
対象地域	北九州市全地域			
条例・規則等	北九州市公害防止条例			
更新月	2005年9月			
福岡市				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		50	45	45
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域(容積率200%) 市街化調整区域		60	50	50
近隣商業地域(容積率300%) 商業地域 準工業地域		65	65	55
工業地域、工業専用地域		70	70	65
対象地域	福岡空港を除く			
条例・規則等	福岡県公害防止等生活の保全に関する条例			
更新月	2005年9月			
沖縄県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～21:00)	夜間 (21:00～翌日6:00)
第1種区域	-	45	40	40
第2種区域	-	50	45	40
第3種区域	-	60	55	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			
条例・規則等	沖縄県公害防止条例 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準			
更新月	2005年10月			